

(8) ア 電気設備保守点検業務仕様書

電気設備保守点検業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、センタービル、ドリーム・コア及びワークショップ24の電気設備保守点検業務（以下「業務」という。）の基準を示すものであり、その基準は次のとおりである。

指定管理者は、仕様書に基づき、センタービル、ドリーム・コア及びワークショップ24の施設設備及び運営に悪影響を与えることのないよう、誠意を持って業務を実施し、電気設備の保守点検を行うこと。

なお、仕様書に記載のない軽微な業務については、上記の目的を達するよう自らの判断で実施すること。

1 業務の内容

対象となる設備が常に最良の状態稼働するよう、保守点検を実施する。

実施回数、内容等の詳細は、センタービル電気設備保守点検業務実施要領、ドリーム・コア電気設備保守点検業務実施要領及びワークショップ24電気設備保守点検業務実施要領（以下「実施要領」という。）に記載されているとおりとする。

2 一般事項

(1) 業務の履行は、適用を受ける諸法令等を遵守する。

(2) 業務の履行にあたり、他の業務と関係する場合は、その業務の関係者と協力し、円滑な進捗を図る。

3 業務場所の管理

(1) 業務責任者等

① 業務の履行にあたり、業務責任者を定める。

なお、業務責任者が複数の場合、総括業務責任者を定める。

② 業務責任者は、諸法令に基づく取扱資格を有する者とする。

③ 業務に従事する者は、十分な知識と実務経験を有する者とする。

(2) 安全衛生管理

① 業務場所の安全衛生管理は、業務責任者が諸法令等に従い、これを行う。

ただし、別に責任者が定められている場合は、これに協力する。

② 業務場所においては、整理整頓、清掃を行い、危険の予防に留意するとともに、火災、盗難その他の事故等の防止に努める。

(3) 業務対象設備等の保安等

業務対象設備等の保安等は、適切に行う。

(4) 業務にあたっての安全対策等

① 業務場所には、関係者以外の者が立ち入ることのないようにする。

② 運転中の機器等と業務対象機器等を誤認する恐れがあるときは、区画ロープ、標識等により明確に区分する。

③ 機器等を点検するにあたっては、他の業務従事者が近づかないようにするとともに、計器及び機器等を監視し、指示値並びに異音、異臭等の発生に注意する。

④ その他事故等の防止に必要な処置を行う。

(5) 災害及び公害の防止

① 業務の履行に伴う災害及び公害の発生は、諸法令に従いその防止に努める。

② 災害又は公害の発生する恐れがあるときは、その処置について速やかに対応する。

(6) 臨機の処置

業務の履行中において、災害又は公害若しくは重大な傷害が発生したときは、速やかにその拡大を防止する等の適切な処置を行うとともに、直ちに必要部署に報告する。

(7) 業務従事者の服装等

① 業務従事者の服装は、見苦しくない程度のものとし、業務履行中は名札を付け、その身分を明示する。

② 業務履行中は、所定の保護具を着用する。

4 業務計画書等

(1) 業務計画書

業務履行の前に業務計画書を作成し、中部電力パワーグリッド（株）、電気需給契約者に事前連絡を行う。

(2) 実施工程表等

業務計画書の補足として実施工程表又は点検機器別工程表等を作成する。

5 業務の履行

業務履行は、仕様書及び業務計画書等に従って行う。

6 業務報告書

業務が完了したとき、下記書類を業務報告書として作成し、保管する。

- (1) 検査結果報告書
- (2) 試験結果報告書
- (3) その他必要な書類

7 機器・材料等

(1) 機器・材料

業務に用いる補修材料及び消耗品は新品とする。

また、測定器等の規格に指定があるものは、指定された規格品を使用する。

(2) 試験器・工具等

業務に用いる試験器及び工具等は、自ら準備し、使用する。

ただし、業務対象設備の附属品として設置されているものは使用できる。

8 その他

(1) 小修理業務

業務対象設備に故障又は異常を発見し、応急処置を行う必要があるときは、速やかに常備する工具類又は部品を用いて小修理業務を行う。

(2) 養生

業務履行により、既存の設備又は建物等に汚損若しくは損傷を与える恐れがあるときは、適切な方法で養生する。

また、汚損若しくは損傷を与えたときは、速やかに原状に復する。

(3) 後片付け

業務の終了にあたっては、使用した工具、測定器、資材等の後片付け及び業務場所の清掃を行う。

特記事項

1 一般事項<点検項目>

実施要領に基づく保守点検を年1回実施する。ただし、発電機設備は消防法に基づく機器点検を6か月に1回、総合点検を年1回行い、必要な書類を作成する。

2 業務責任者

業務対象設備に関わる業務責任者の資格は、第3種電気主任技術者とする。

3 業務の履行

(1) 実施の要領

点検、保守及び障害の修理は、適正な工具、方法により行うものとし、障害の再発する恐れがないように留意する。

(2) 障害等の措置

定期点検の結果、異常又は不具合を発見したとき及び突発的障害が発生したときは、直ちに修理を行わなければならない。ただし、修理を行うことが困難なときは、障害の拡大を防止する等の措置を行うとともに、必要器材等の人手後、速やかに復旧するものとする。

4 その他

(1) 全停及び部分停電の場合、業務履行に伴い必要とする電力は別途準備する。

必要電力の目安は概ね以下の通り。

※必要電力：センタービル	1 5 0 k V A × 1	(3 相	60Hz	100V	200V	400V)
	1 2 5 k V A × 1	(3 相	60Hz	100V	200V	400V)
	6 0 k V A × 2	(3 相	60Hz	100V	200V	400V)
ドリーム・コア	2 k v A × 3	(単相	60Hz	100V	200V)	
ワークショップ24	8 k v A × 2	(単相	60Hz	100V	200V)	

仮設発電装置を使用するときは、発電装置の仕様書を作成しておくこと。

仮設発電装置は使用前に点検を行い、点検報告書を作成しておくこと。

仮設発電装置の運転中は定時に点検を行い、必要事項を記録した運転報告書を作成すること。

(2) 保守点検実施要領は別記による。

(8) アー2 センタービル電気設備保守点検業務実施要領

1 この要領は、センタービル電気設備のうち下記の機器の保守点検内容を定めたものである。
 なお、電気設備の構成は、別紙一覧表の通りとする。

- (1) 高圧受変電設備
- (2) 低圧配電設備
- (3) 自家発電設備（消防法に基づく法定点検を含む。）
- (4) 蓄電池設備（消防法に基づく法定点検を含む。）

2 保守点検内容

(1) 高圧受変電設備

- ① 対象機器：屋内キュービクル
- ② 点検回数：年1回
- ③ 点検内容
 - ア 外観点検
 - イ 接地抵抗測定
 - ウ 高圧絶縁抵抗測定試験
 - エ 低圧絶縁抵抗測定試験（配電盤開閉器以降一括測定）
 - オ 地絡方向継電器試験
 - カ 過電流継電器試験
 - キ 不足電圧継電器試験
 - ク 過電圧継電器試験
 - ケ 地絡過電圧継電器試験
 - コ シーケンス・保護回路動作試験
 - サ VCB・VMSの投入遮断試験と駆動部への注油、エネセーバ投入遮断試験
 - シ VCB点検（3台※別表参照）

(別表)

グループ	VCB
No. 1	52S1、52S2、52FG2
No. 2	52FG1、52FC1、52FI
No. 3	52F2、52F3、52F4
No. 4	52F5、52F6、52F7
No. 5	52F8、52FC2、52G

※毎年3台ずつ順番に点検を実施する。

(2) 低圧配電設備

- ① 対象機器：低圧配電盤・負荷設備
- ② 点検回数：年1回
- ③ 点検内容
 - ア 絶縁抵抗測定試験
 - イ 漏電遮断器試験

(3) 自家発電設備

- ① 対象槽器：1,000kVA 非常用ガスタービン発電装置
- ② 点検回数：年2回
- ③ 定期点検

ア 機関本体点検	キ 電気系統点検（制御盤関係）
イ パッケージ・計器点検	ク 機関制御装置点検
ウ 電気系統点検	ケ 運転性能点検
エ 潤滑油系統点検	コ 始動用蓄電池設備点検
オ 燃料油系統点検	サ 発電機点検
カ 給気・排気系統点検	シ 盤・制御装置点検

(5) 蓄電池設備

- ① 対象機器
 - ア 整流器:GMS C100-50V GMB B60-100V
 - イ 蓄電池:MS E50-12×9 MS E500×54 HS800E×30

② 点検回数：年2回

③ 点検内容

ア 設置環境の確認

イ 盤内の確認

ウ 清掃

エ 各部締付、はんだ付の確認

オ 機械的動作の確認

カ 運転状態の確認

キ 絶縁抵抗の確認

ク 直流出力電流特性の確認

ケ 電圧計指示の確認

コ 自動均等充電回路の動作確認

サ 電氣的動作確認

シ 保護継電器試験

ス 直流出力電圧波形の確認

セ サイリスタゲート信号測定

(別 紙)

区 分	項 目	個 数
高圧受変電設備	高圧配電盤	1 8 面
	変圧器 (乾式モールド1)	2 2 台
	変圧器 (乾式モールド2)	1 台
	交流遮断器	1 5 台
	負荷開閉器	2 8 台
	計器用変成器 1	5 台
	計器用変成器 2	1 4 台
	保護継電器	6 4 台
	避雷器	2 台
	高圧進相コンデンサ	5 群
	直列リアクトル	5 台
低圧配電設備	低圧配電盤	2 3 面
	低圧コンデンサ	1 面
自家発電設備	ガスタービン	1 組
蓄電池設備	整流装置 (形式: GMFB60-100V)	1 組
	整流装置 (形式: GMSC100-50V)	1 組
	整流装置 (形式: GMSC100-30V)	1 組
	蓄電池 (シール型鉛蓄電池)	3 0 セル
	蓄電池 (シール型鉛蓄電池)	5 4 セル
	蓄電池 (シール型鉛蓄電池)	1 2 × 9 コ
配線	連絡母線	9 系統
	ケーブル配線	1 式

(8) アー3 ドリーム・コア電気設備保守点検業務実施要領

1 この要領は、ドリーム・コア電気設備のうち下記の機器の保守点検内容を定めたものである。

- (1) 高圧受変電設備
- (2) 低圧配電設備
- (3) 自家発電設備（消防法に基づく法定点検を含む。）
- (4) 蓄電池設備（消防法に基づく法定点検を含む。）

2 保守点検内容

(1) 高圧受変電設備

① 対象機器：屋内キュービクル 15面

② 点検回数：年1回

③ 点検内容

ア 外観点検

エ 追給方向継電器試験

イ 接地抵抗測定

オ 過電流継電器試験

ウ 高圧絶縁抵抗測定試験

カ シーケンス・保護回路動作試験

(2) 低圧配電設備

① 対象機器：屋内キュービクル 6面

② 点検回数：年1回

③ 点検内容

ア 外観点検

イ 接地抵抗測定

ウ 低圧絶縁測定試験

(3) 自家発電設備

① 対象機器：42kVA ディーゼル発電装置

② 点検回数：年2回

③ 点検内容

消防法に基づく以下の点検

ア 機器点検

イ 総合点検

(4) 蓄電池設備

① 対象機器：整流器・・・形式GTSC100-50

蓄電池・・・形式MSE500 蓄電池容量500AH/10HR 公称電圧108V

② 点検回数：年2回

③ 点検内容

ア 設置環境の確認

ク 直流出力電流特性の確認

イ 盤内の確認

ケ 電圧計指示の確認

ウ 清掃

コ 自動均等充電回路の動作確認

エ 各部締付、はんだ付の確認

サ 電氣的動作確認

オ 機械的動作の確認

シ 保護継電器試験

カ 運転状態の確認

ス 直流出力電圧波形の確認

キ 絶縁抵抗の確認

(8) アー4 ワークショップ24 電気設備保守点検業務実施要領

1 この要領は、ワークショップ24 電気設備のうち下記の機器の保守点検内容を定めたものである。

- (1) 高压受変電設備
- (2) 低压配電設備
- (3) 自家発電設備（消防法に基づく法定点検を含む。）
- (4) 蓄電池設備（消防法に基づく法定点検を含む。）

2 保守点検内容

(1) 高压受変電設備

① 対象機器：室外キュービクル 5面

② 点検回数：年1回

③ 点検内容

ア 外観点検

エ 地絡継電器試験

イ 接地抵抗測定

オ 過電流継電器試験

ウ 高压絶縁抵抗測定試験

カ シーケンス・保護回路動作試験

(2) 低压配電設備

① 対象機器：屋外キュービクル 13面

② 点検回数：年1回

③ 点検内容

ア 外観点検

イ 接地抵抗測定

ウ 低压絶縁測定試験

(3) 自家発電設備

① 対象機器：200kVA ディーゼル発電装置

② 点検回数：年1回（機器点検は年2回）

③ 点検内容

消防法に基づく以下の点検

ア 機器点検

イ 総合点検

ウ 負荷試験

(4) 蓄電池設備

① 対象機器：整流器・・・形式BROS100-50TRG

蓄電池・・・形式MSEX300 蓄電池容量300AH/10HR 公称電圧108V

② 点検回数：年2回

③ 点検内容

ア 設置環境の確認

ク 直流出力電流特性の確認

イ 盤内の確認

ケ 電圧計指示の確認

ウ 清掃

コ 自動均等充電回路の動作確認

エ 各部締付、はんだ付の確認

サ 電氣的動作確認

オ 機械的動作の確認

シ 保護継電器試験

力 運転状態の確認

ス 直流出力電圧波形の確認

キ 絶縁抵抗の確認